



# 第1編

# 総論

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

本市では、平成27年度から「第4次障がい者基本計画」[平成27年度～令和2年度]、平成30年度から「第5次障がい福祉計画」「第1次障がい児福祉計画」（平成30年度～令和2年度）のもと、障がい福祉を推進してきました。

その間、国においては「障害者基本法」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）等、国内法の整備が進められたほか、平成30年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）及び「児童福祉法」が改正となり、多様化する障がい者・障がい児のニーズに対応するサービスの提供が求められています。また、平成30年4月に改正「社会福祉法」が施行され、地域共生社会の実現に向けた取り組みが進められています。さらに、令和2年4月に改正「障害者雇用促進法」が施行され、対象障がい者の不適切計上の再発防止や民間事業主に対する障がい者雇用を促進する取り組みが盛り込まれています。

このたび、「第4次障がい者基本計画」及び「第5次障がい福祉計画」「第1次障がい児福祉計画」が計画期間終了を迎えることや、国の制度改正等、本市の障がい福祉を取り巻く環境の変化を踏まえ、「第6次西条市障がい者福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

### 障がい者基本計画

障がい者施策全般に関わる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画です。「障がい者のための施策に関する基本計画」という位置づけになります。

### 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障害福祉サービス等の成果目標や必要なサービス見込み量等を定めた計画です。「障がい福祉に関する事業計画」という位置づけになります。

#### <策定する事項>

- 令和5年度における成果目標
  - ・福祉施設の入所者の地域生活への移行
  - ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 等
- 障がい者（児）福祉サービス
  - ・各年度におけるサービス種類ごとの見込み量
  - ・見込み量確保のための方策
- 地域生活支援事業（必須事業、任意事業）
  - ・各年度におけるサービス種類ごとの見込み量
  - ・見込み量確保のための方策

## 2. 計画の位置づけ

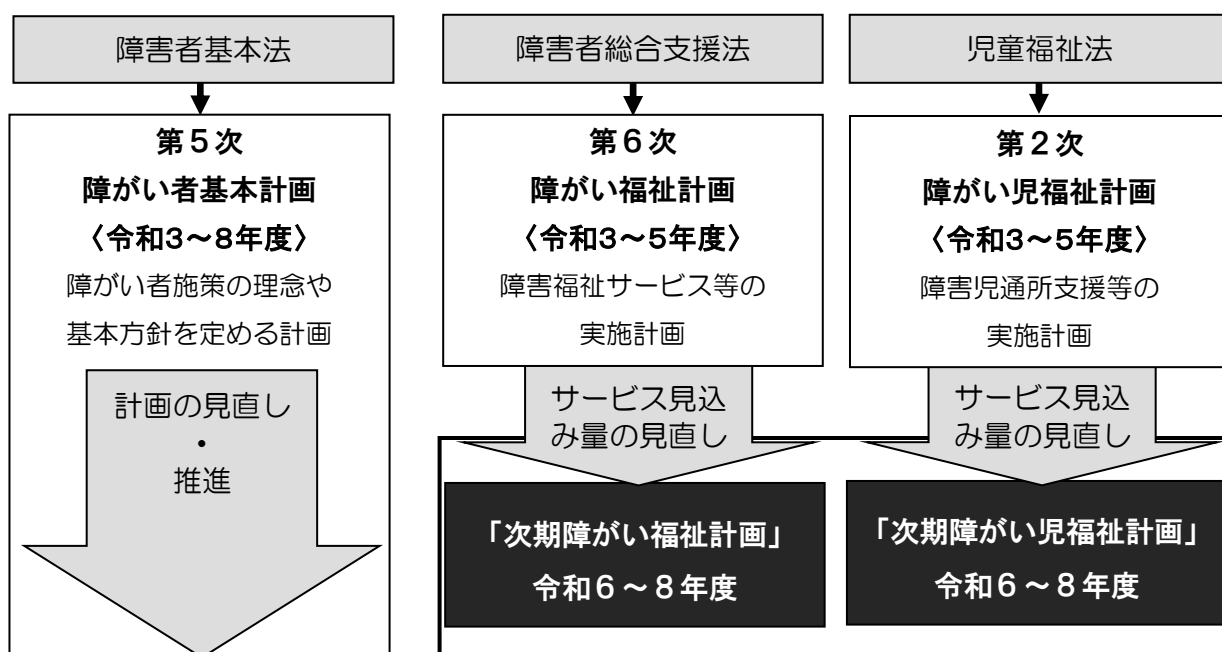
本計画は、「障害者総合支援法」に基づく「市町村障害福祉計画」と「児童福祉法」に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

- 「市町村障害福祉計画」

「障害者総合支援法」第 88 条の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策等を示す実施計画。

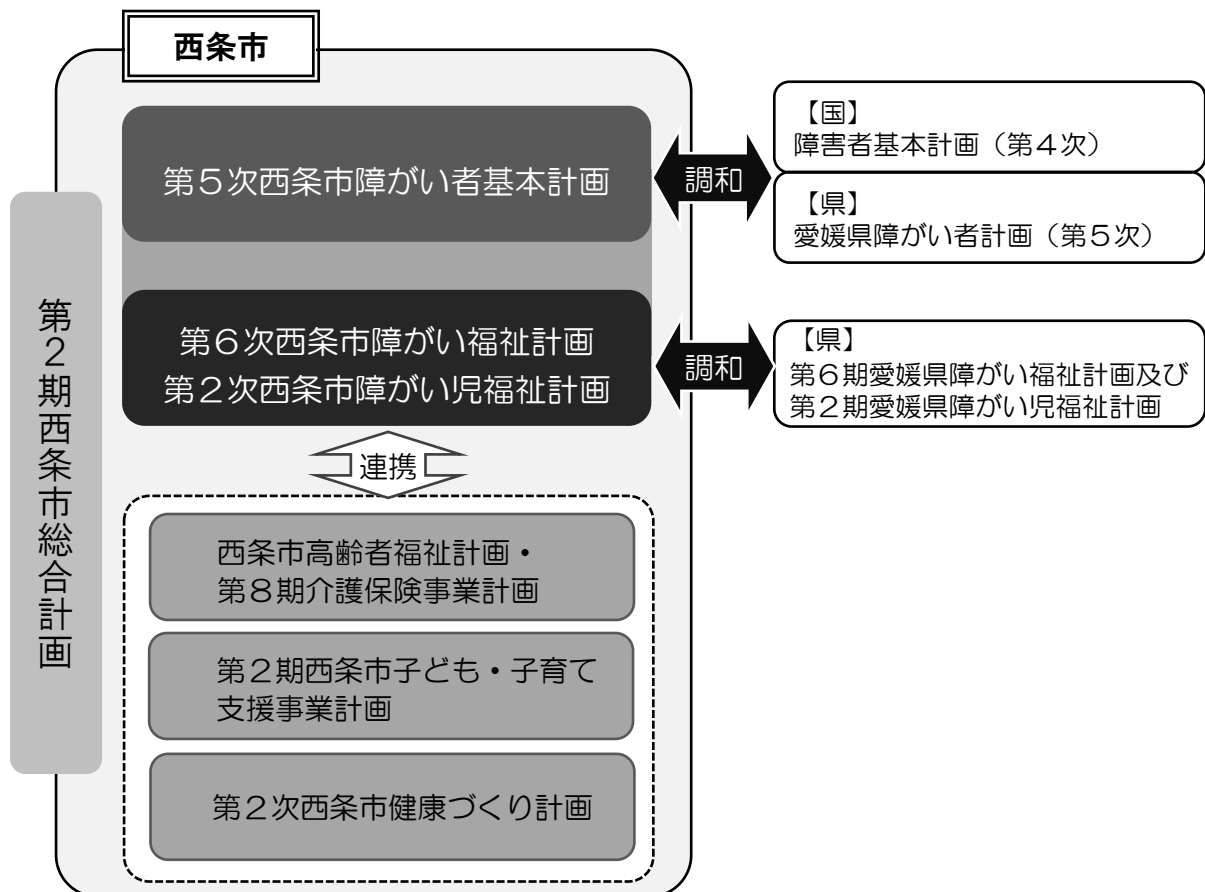
- 「市町村障害児福祉計画」

「児童福祉法」第 33 条の規定に基づき、障害児通所支援等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策等を示す実施計画。



### 3. 他計画との関連

本計画は、国の「障害者基本計画（第4次）」[平成30年度～令和4（2022）年度]、「障害福祉計画（第6期）」[令和3年度～令和5年度]や県の「愛媛県障がい者計画（第5次）」（令和2年度～令和5年度）、「第6期愛媛県障がい福祉計画及び第2期愛媛県障がい児福祉計画」[令和3年度～令和5年度]、また、本市における上位計画である「第2期西条市総合計画」[平成27年度～令和6年度]との整合を図りつつ、「西条市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」をはじめとする福祉関連の計画、ならびに人権や教育、まちづくり、防災等の関連分野の計画とも連携しながら推進するものとします。



## 4. 計画の期間

「第6次障がい者福祉計画」は令和3年度から令和8年度までの6年間の計画を策定した「第5次障がい者基本計画」、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画を策定した「第6次障がい福祉計画」「第2次障がい児福祉計画」とあわせ、計画期間は令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

### ■ 計画の期間

| 令和<br>3年度                   | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度                   | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度                   | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-----------------------------|-----------|-----------|-----------------------------|-----------|-----------|-----------------------------|------------|------------|
| 第5次障がい者基本計画<br>令和3～8年度（6年間） |           |           |                             |           |           | 次期障がい者基本計画<br>令和9～14年度（6年間） |            |            |
| 第6次障がい福祉計画<br>令和3～5年度（3年間）  |           |           | 第7次障がい福祉計画<br>令和6～8年度（3年間）  |           |           | 次期障がい福祉計画<br>令和9～11年度（3年間）  |            |            |
| 第2次障がい児福祉計画<br>令和3～5年度（3年間） |           |           | 第3次障がい児福祉計画<br>令和6～8年度（3年間） |           |           | 次期障がい児福祉計画<br>令和9～11年度（3年間） |            |            |

## 5. 計画の対象者

本計画の対象は、すべての市民、地域団体、障害福祉サービス事業所、企業、関係機関等とします。

また、障がい者について、「障害者基本法」第二条において次のように定義しています。

身体障害、知的障害、精神障害（※発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

障害者基本法第二条 より

## 第2章 障がい者福祉に関する現状

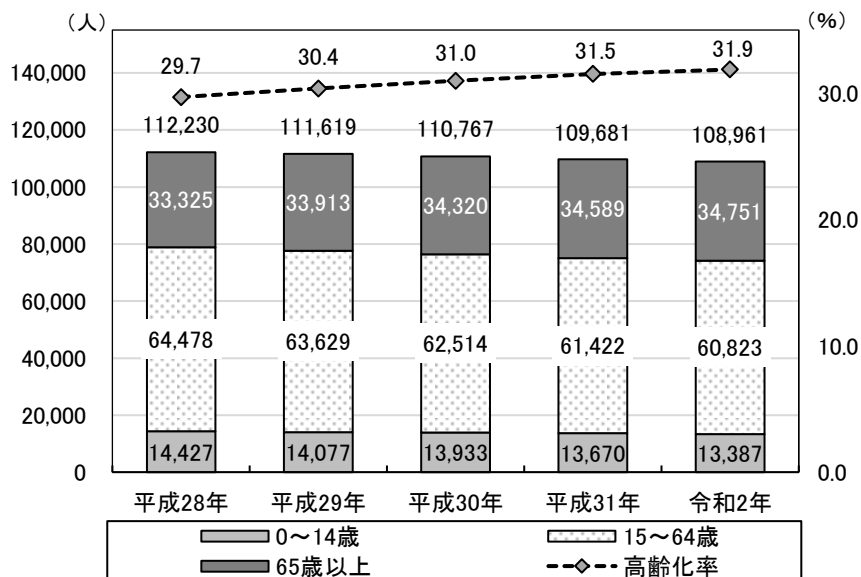
### 1. 統計からみる本市の現状

#### 〈1〉人口・世帯の状況

総人口は減少傾向となっており、令和2年には平成28年から3,269人減少の108,961人となっています。年齢3区分別にみると、0～14歳人口、15～64歳人口が減少する一方で、65歳以上人口は増加しており、高齢化率も年々上昇しています。

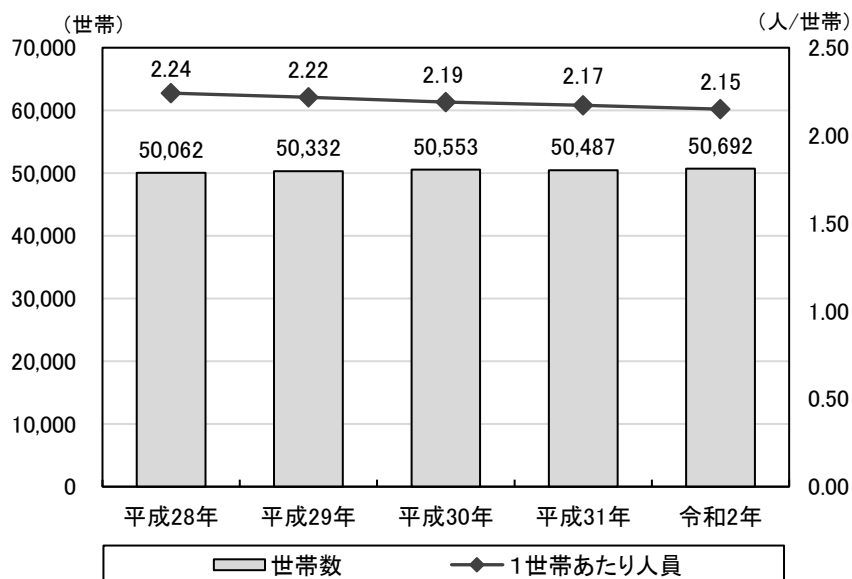
世帯数についてみると、平成31年を除いて増加している一方、1世帯あたりの人員数は減少しており、令和2年には2.15人となっています。

#### ■年齢3区分別人口と高齢化率の推移



資料：【国】住民基本台帳（各年1月1日）

#### ■世帯数と1世帯あたり人員の推移



資料：【国】住民基本台帳（各年1月1日）

## 〈2〉障がい者の状況

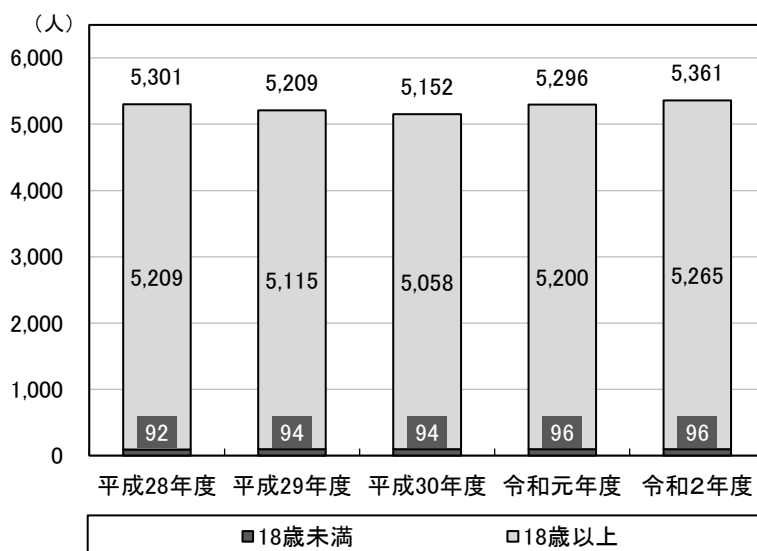
### 1. 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者は、平成 30 年度までは減少傾向にありましたが、令和元年度以降増加に転じ、令和 2 年度では 5,361 人となっています。

年齢別にみると、18 歳未満は 95 人前後で推移していますが、18 歳以上は平成 30 年度までは減少傾向、令和元年度以降は増加傾向にあり、令和 2 年度では 5,265 人となっています。

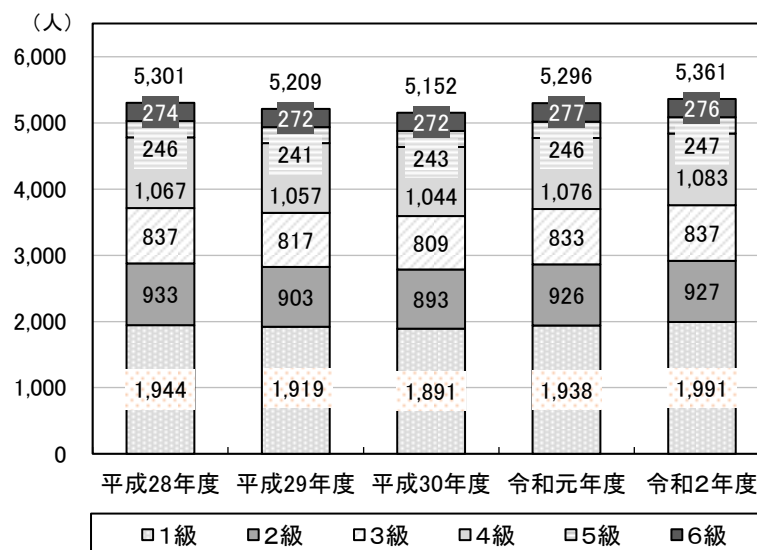
また、等級別にみると、最も所持者数が多い等級は 1 級で 4 割程度を占めています。いずれの等級も平成 29～30 年度までは減少傾向、令和元年度以降は増加傾向となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移(年齢別)



資料：西条市

■身体障害者手帳所持者数の推移(等級別)



資料：西条市

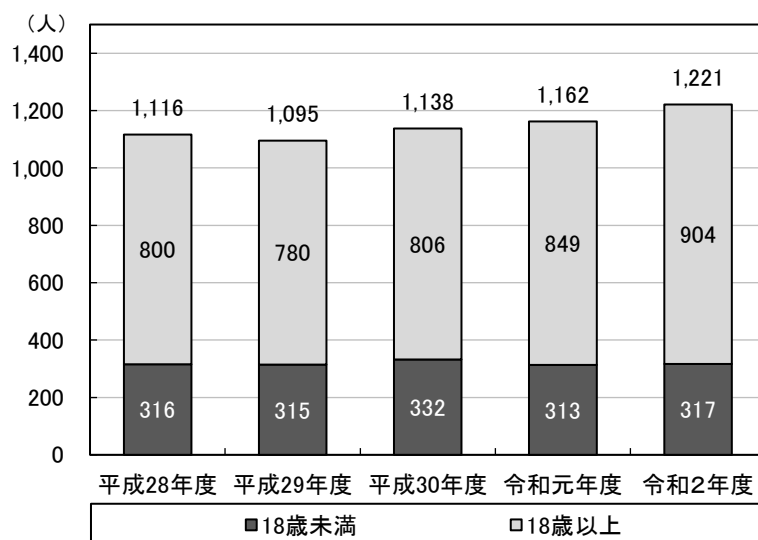
## 2. 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者は、平成 29 年度に一度減少していますが、平成 30 年度以降増加傾向となっており、令和 2 年度では 1,221 人となっています。

年齢別にみると、18 歳未満は年度によって微増微減を繰り返していますが、18 歳以上は増加傾向となっています。

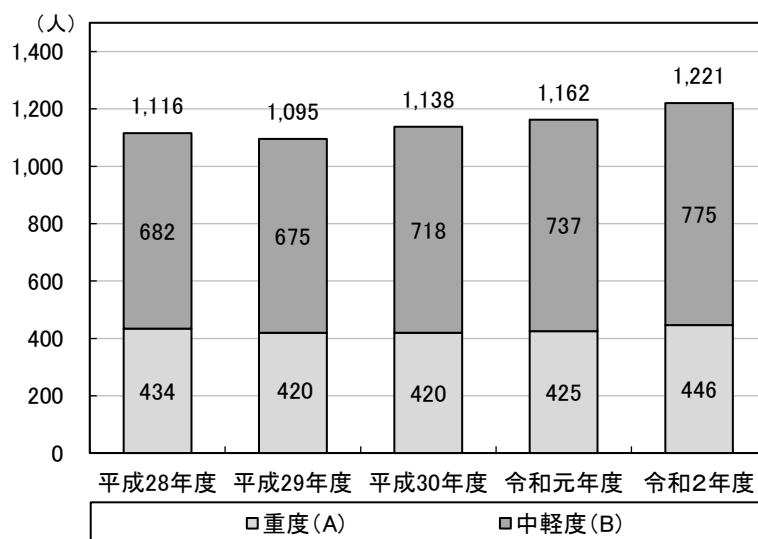
また、程度別にみると、重度（A）、中軽度（B）とも、平成 29 年度に一度減少していますが、平成 30 年度以降増加傾向となっています。特に中軽度（B）は令和 2 年度に 775 人となっており、平成 28 年度と比べて 93 人増加しています。

■療育手帳所持者数の推移（年齢別）



資料：西条市

■療育手帳所持者数の推移（程度別）



資料：西条市

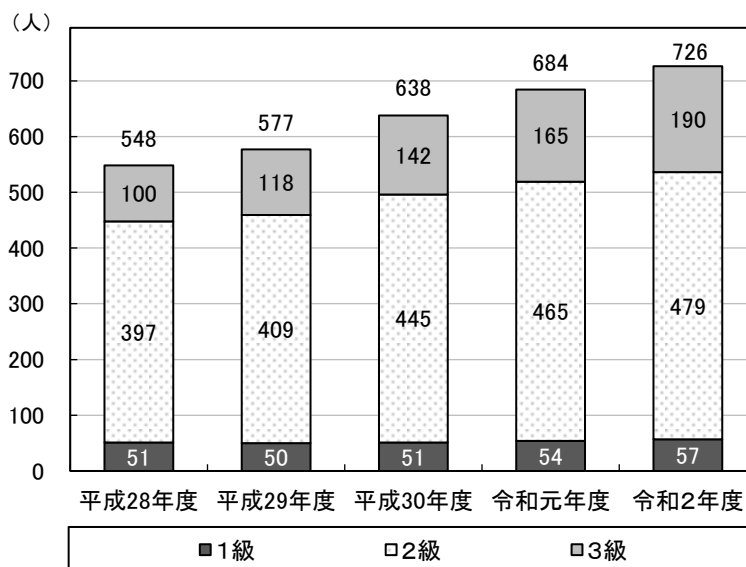


### 3. 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は、年々増加し令和2年度では726人と、平成28年度と比べて178人増加しています。

等級別にみると、最も所持者数が多い等級は2級で6割程度を占めています。いずれの等級も増加傾向となっており、2級及び3級は平成28年度と比べて令和2年度では80～90人程度増加しています。

#### ■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(等級別)



資料:西条市

## 2. アンケート調査からみえる障がい者のニーズ

### 〈1〉調査概要

調査目的：市内にお住まいの障がいのある人から、日ごろの生活状況や障害福祉サービスなどに関するご意見をおうかがいし、計画づくりに反映するものです。

調査の対象：本市にお住まいで障がいのある人から 1,000 人を任意抽出

調査時期：令和2年8月～9月

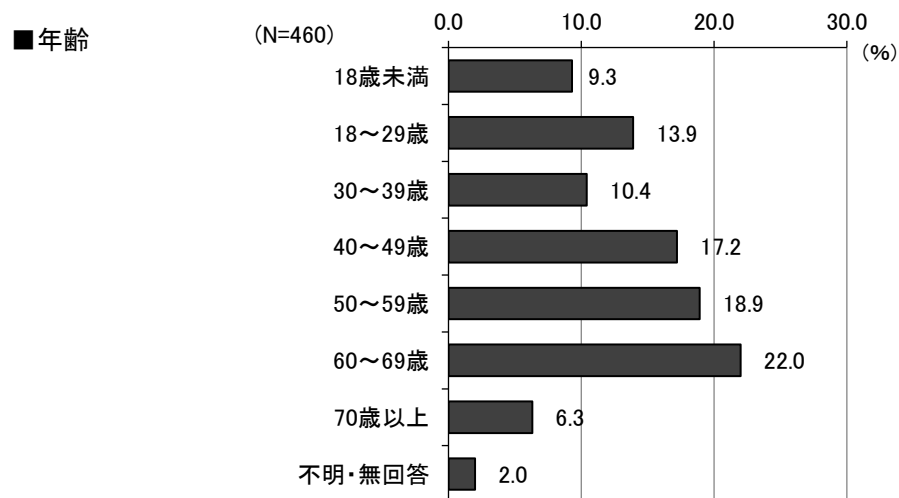
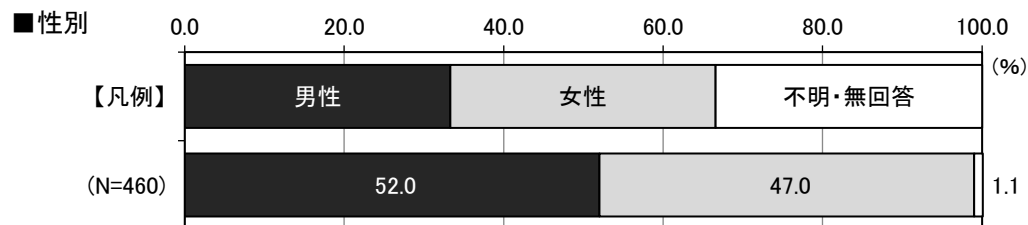
調査方法：選択または記述式の調査票を郵送により配布・回収

| 調査票   | 調査対象者数<br>(配布数) | 有効回収数 | 有効回収率 |
|-------|-----------------|-------|-------|
| 当事者対象 | 1,000 件         | 460 件 | 46.0% |

### 〈2〉調査結果の概要

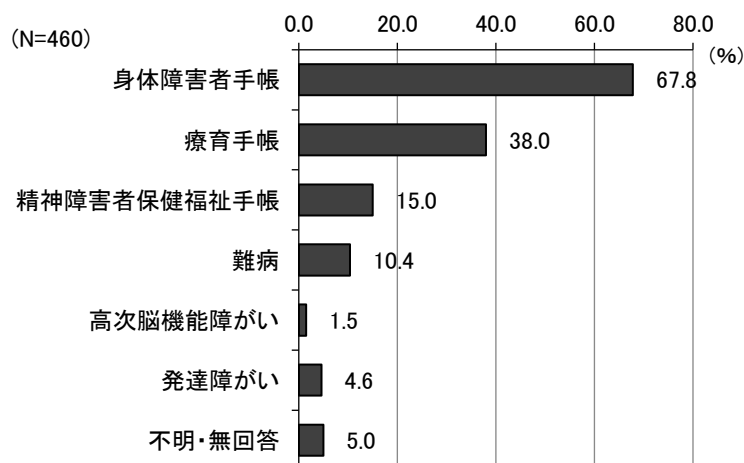
#### 1. ご本人の性別・年齢について

- 性別についてみると、「男性」が52.0%、「女性」が47.0%となっています。
- 「60～69 歳」が22.0%と最も高く、次いで「50～59 歳」が18.9%、「40～49 歳」が17.2%となっています。



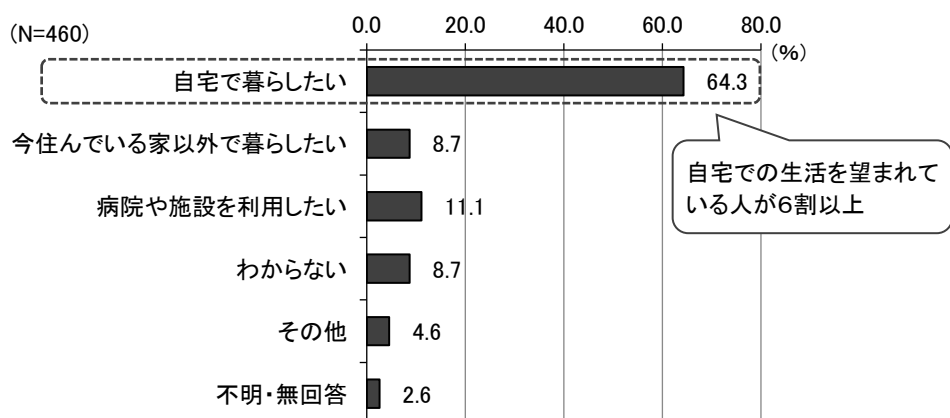
## 2. 障がいの状況について

- 障がいの状況についてみると、「身体障害者手帳」が67.8%と最も高く、次いで「療育手帳」が38.0%、「精神障害者保健福祉手帳」が15.0%となっています。



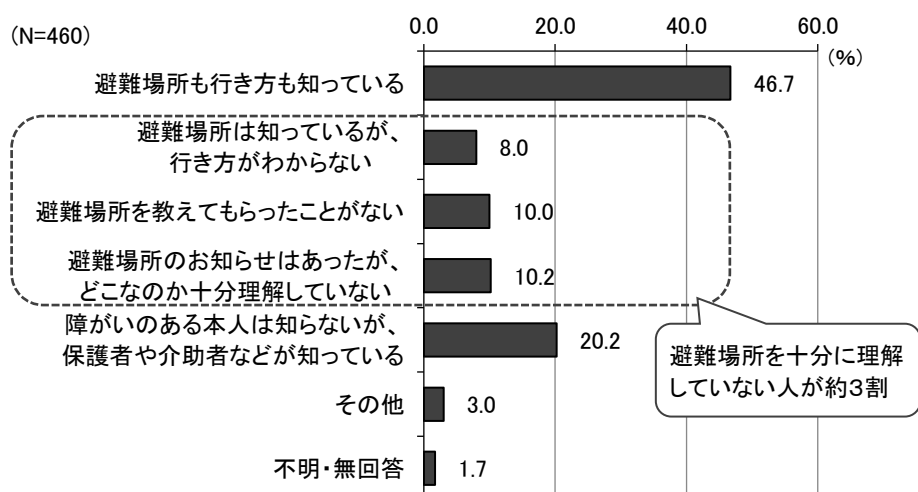
## 3. 今後どこで暮らしたいかについて

- 今後、どこで暮らしたいかについてみると、「自宅で暮らしたい」が64.3%と最も高く、次いで「病院や施設を利用したい」が11.1%、「今住んでいる家以外で暮らしたい」「わからない」が8.7%となっています。



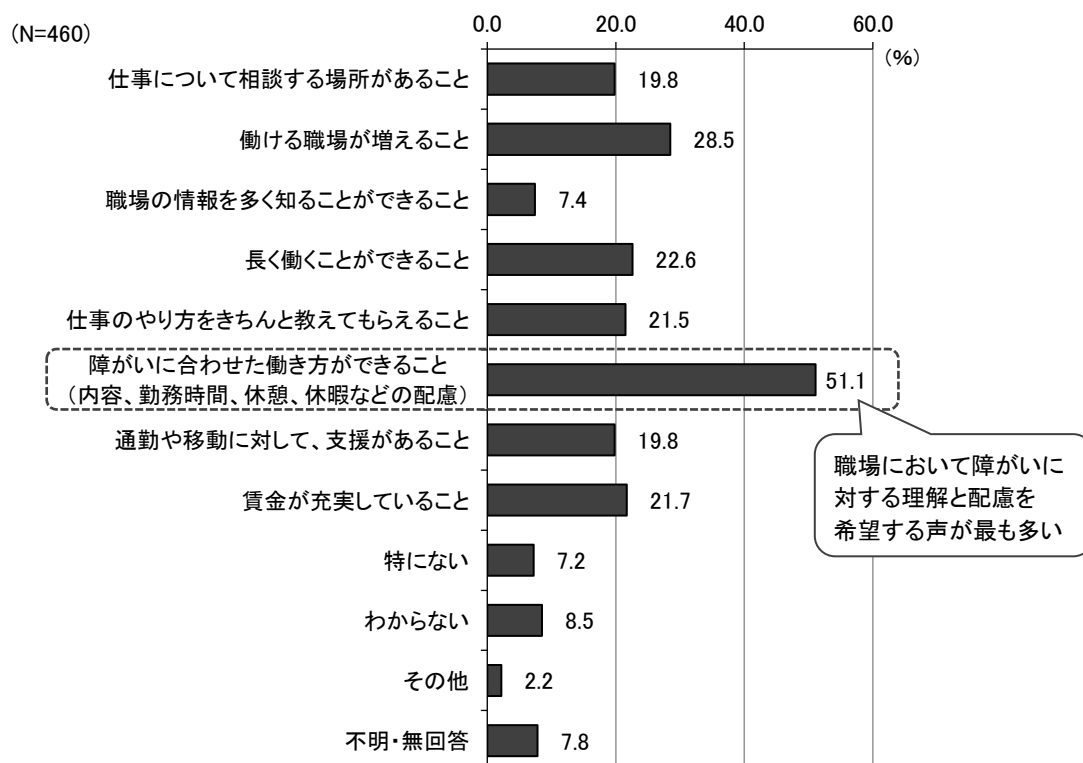
#### 4. 安全・安心について

- 避難場所への行き方を知っているかについてみると、「避難場所も行き方も知っている」が46.7%と最も高く、次いで「障がいのある本人は知らないが、保護者や介助者などが知っている」が20.2%、「避難場所のお知らせはあったが、どこなのか十分理解していない」が10.2%となっています。



#### 5. 就労について

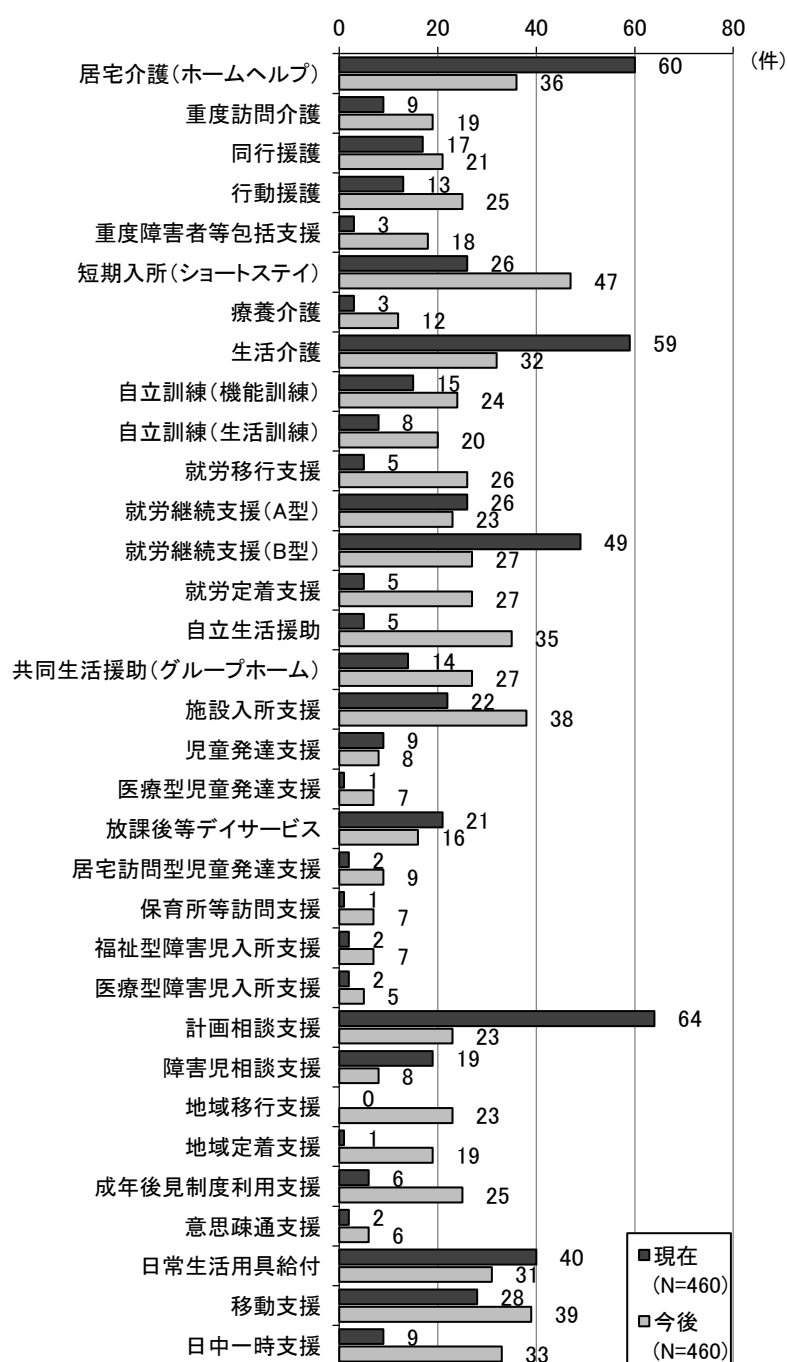
- 働く場合、どのような配慮を希望するかについてみると、「障がいに合わせた働き方ができること（内容、勤務時間、休憩、休暇などの配慮）」が51.1%と最も高く、次いで「働ける職場が増えること」が28.5%、「長く働くことができること」が22.6%となっています。



## 6. 障害福祉サービス等の利用状況・利用意向について

●【現在、利用している障害福祉サービス等】においては「計画相談支援」が64件と最も多く、次いで「居宅介護（ホームヘルプ）」が60件、「生活介護」が59件となっています。

【今後利用したい障害福祉サービス等】においては「短期入所（ショートステイ）」が47件と最も多く、次いで「移動支援」が39件、「施設入所支援」が38件となっています。



### 3. 団体・事業所ヒアリング調査からみえる障がい者のニーズ

#### 〈1〉調査概要

調査目的 : 市内の障がい者やその家族で構成する団体、福祉サービスを提供する事業所等を対象とし、活動状況や市の障がい福祉施策に対する意見を聞き取り、計画づくりに反映するものです。

調査の対象 : 本市の障がい福祉関係団体及び事業所

調査時期 : 令和2年10月

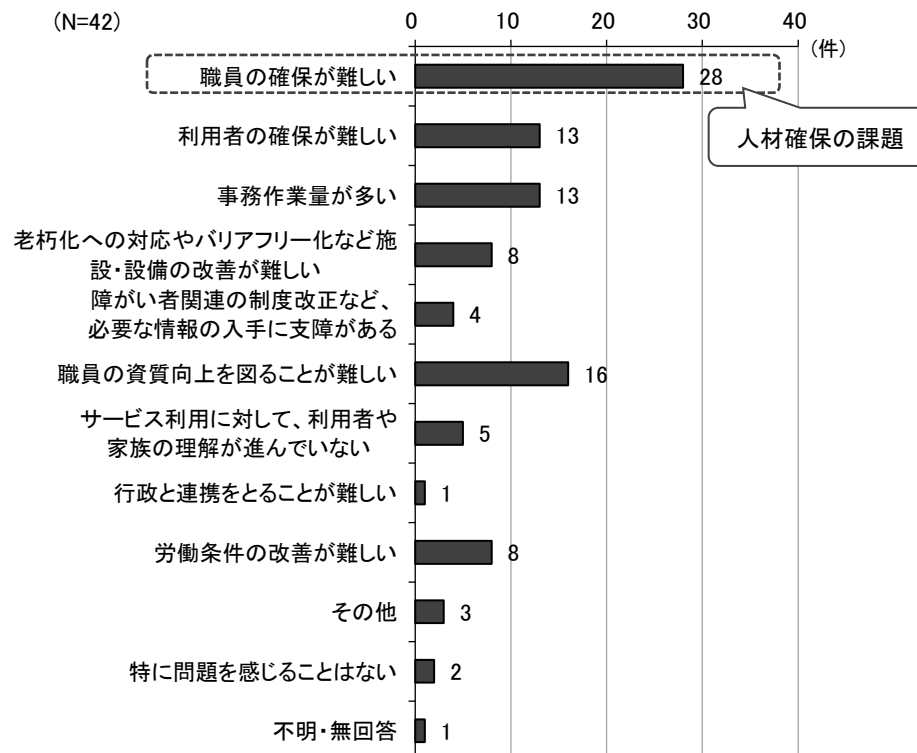
調査方法 : 選択または記述式の調査票を郵送により配布・回収

事業所から42件、団体から8件回答いただきました。

#### 〈2〉調査結果の概要

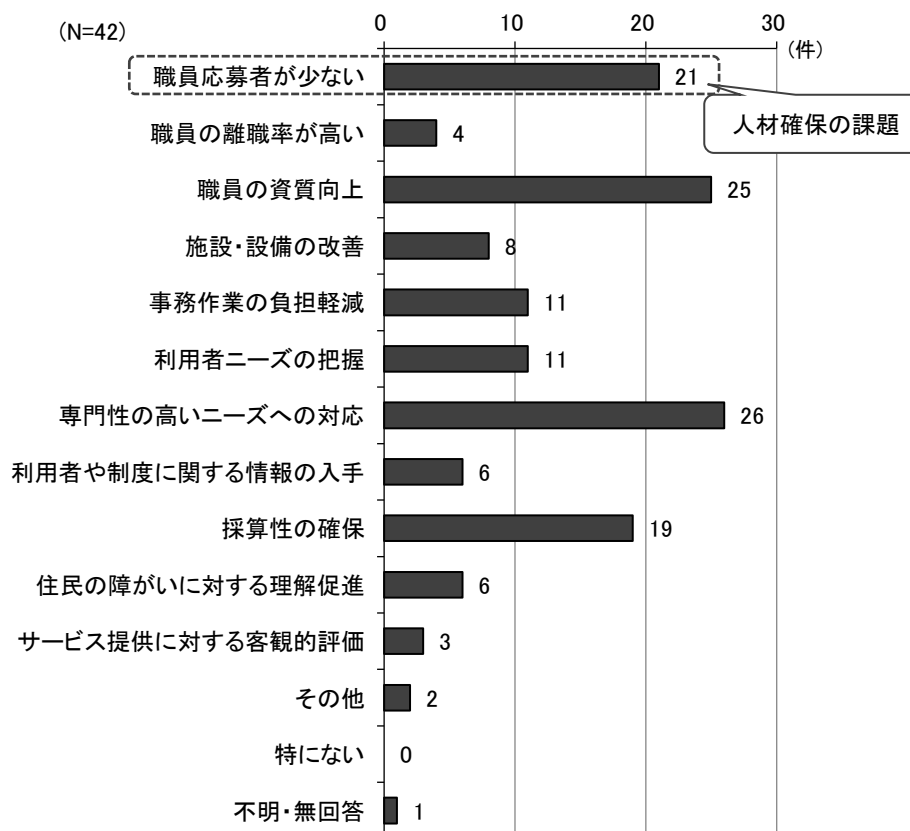
##### 1. 円滑な事業運営を進めていく上で感じる問題について 事業所

● 円滑な事業運営を進めていく上で、問題を感じることにしてみると、「職員の確保が難しい」が28件と最も多く、次いで「職員の資質向上を図ることが難しい」が16件、「利用者の確保が難しい」「事務作業量が多い」が13件となっています。



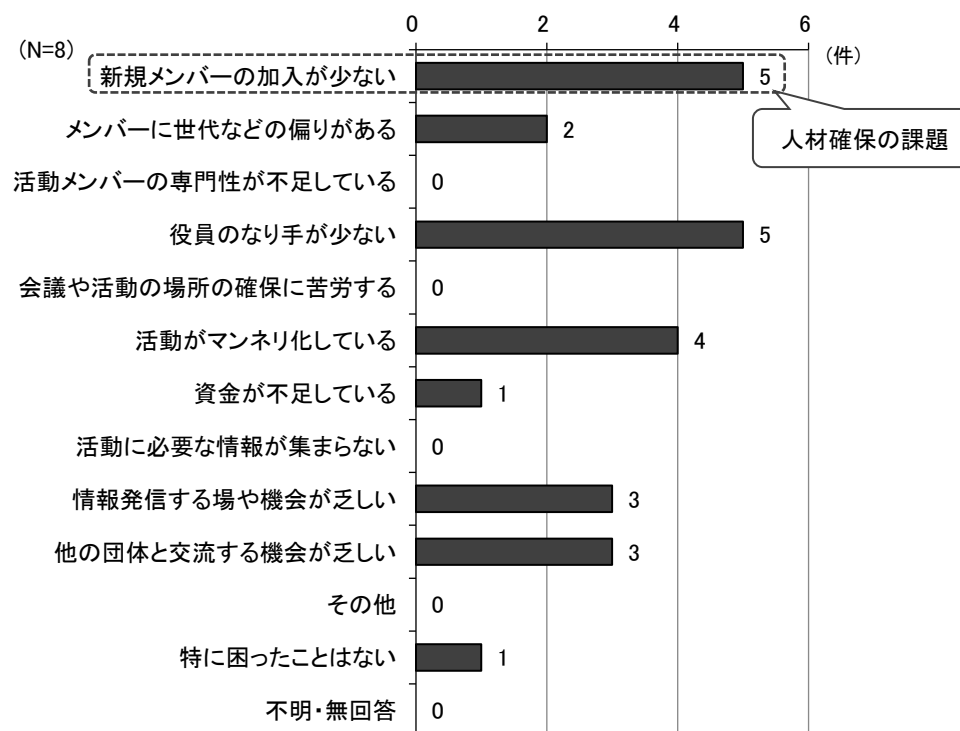
## 2. 提供するサービスの質の向上に向けた課題について 事業所

- 提供するサービスの質の向上に向けた課題についてみると、「専門性の高いニーズへの対応」が26件と最も多く、次いで「職員の資質向上」が25件、「職員応募者が少ない」が21件となっています。



### 3. 現在の活動の充実を図るための課題について 団体

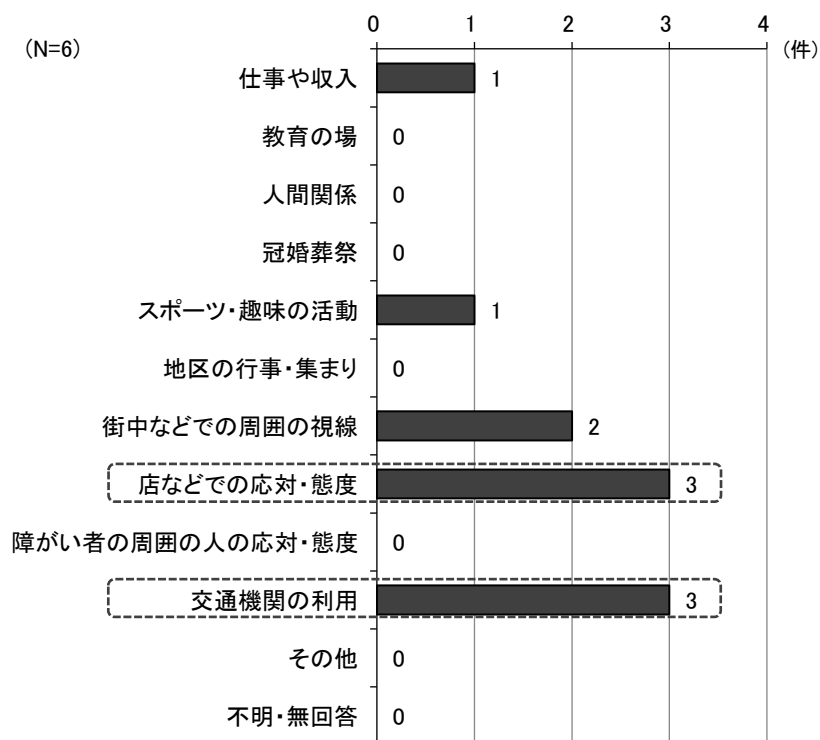
- 現在の活動の充実を図るために課題と考えることはあるかについてみると、「新規メンバーの加入が少ない」「役員のなり手が少ない」が5件と最も多く、次いで「活動がマンネリ化している」が4件となっています。





#### 4. 障がい者に対する差別・偏見・配慮のなさを感じる場面について 団体

- どのようなところに、最も強く障がい者に対する差別・偏見、または配慮のなさを感じるかについてみると、「店などでの応対・態度」「交通機関の利用」が3件と最も多く、次いで「街中などでの周囲の視線」が2件となっています。



## 第3章 障がい者施策の重点課題

国における制度改革や社会経済情勢の動向、また、本市における障がい者を取り巻く現状等を踏まえ、今後の障がい者施策の推進にあたって特に重点を置くべき課題を、以下の5つとします。

### 課題1 地域共生社会の実現と障がい者の社会参画

平成29年の社会福祉法の改正により、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現が求められています。また、障害者差別解消法では障がいを理由とする不当な差別の禁止や合理的配慮の提供を定めており、障がいの有無に関わらず、一人ひとりの尊厳が保障される共生社会に向けた取り組みが始まっています。

こうした中、障がいのある人も、積極的に地域社会に参画し、生きがいを持って生活していける社会づくりが求められています。

地域住民の理解や見守り活動、ボランティア活動などの活性化をはじめとして、障がいのある人自身の活動意欲の向上など、ともに生きる社会づくりを進める必要があります。

### 課題2 障がいへの理解・権利擁護・虐待・差別の対応

平成28年に障害者差別解消法が施行されるなど、障がいに対する理解を深め、差別や虐待が起らないようにすることが求められており、さらなる周知や啓発を進める必要があります。

また、虐待や差別が起きた場合は、速やかに対応する必要があるため、関係機関との連携をさらに図る必要があります。

障がいのある人の権利擁護に関して、障がいのある人の将来の生活に備えるために、成年後見制度の普及啓発や利用支援に取り組む必要があります。

### 課題3 雇用・就業・経済的自立の支援

障がいのある人が地域で自立した生活を営むため、雇用の促進と就業の支援や障害基礎年金等の活用など、障がいのある人の経済的自立を支援することが求められています。

障がいのある人の多様なニーズに応えられるよう、相談体制及び就労支援のさらなる充実を図るとともに、新たな就労支援サービスの提供についても対応する必要があります。

### 課題4 安全・安心な生活環境の整備

道路や公共施設のバリアフリー化などは以前から進めていますが、障がいのある人の外出については、依然として不安があるという意見もみられます。

今後も障がいのある人を含めたすべての人が使いやすい（ユニバーサルデザイン）道路や公共施設の整備を進めていくとともに、障がいのある人が安心して外出できるよう移動支援の充実を図る必要があります。

また、災害や防犯の情報のほか、日常生活における様々な情報提供が必要とされ、多様な媒体を活用した情報提供の充実を図り、障がいのある人の情報アクセシビリティの向上を図る必要があります。

見守りを必要とする障がいのある人については、行政の事業や福祉サービスによる見守りと、身近な地域住民による支えあいにより、今後も安全・安心なまちづくりを進める必要があります。さらに、障がいのある人の障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談や緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点の整備が求められています。

### 課題5 福祉人材の育成・確保・定着

ヒアリング調査において、多くの団体、事業者から人材不足についての意見があげられました。障がい者団体においては、団体メンバーの高齢化や若年層の不足（未加入）が進み、活動そのものが縮小、あるいはできなくなってしまうのではないかと意見もあげられています。

施設等の事業者については、支援施設やグループホーム等で職員が不足しているという意見があがっており、施設の運営に支障をきたす状態も見受けられます。さらに、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、サービスの受け入れやスタッフの確保に困難な状況も見受けられました。

今後も増加していくと考えられる障害福祉サービス等を安定して提供していくためには、人材の確保が急務となります。ヘルパーやボランティア等の人材の育成や確保のための支援を一層推進していく必要があります。

## 第4章 計画の基本的な考え方

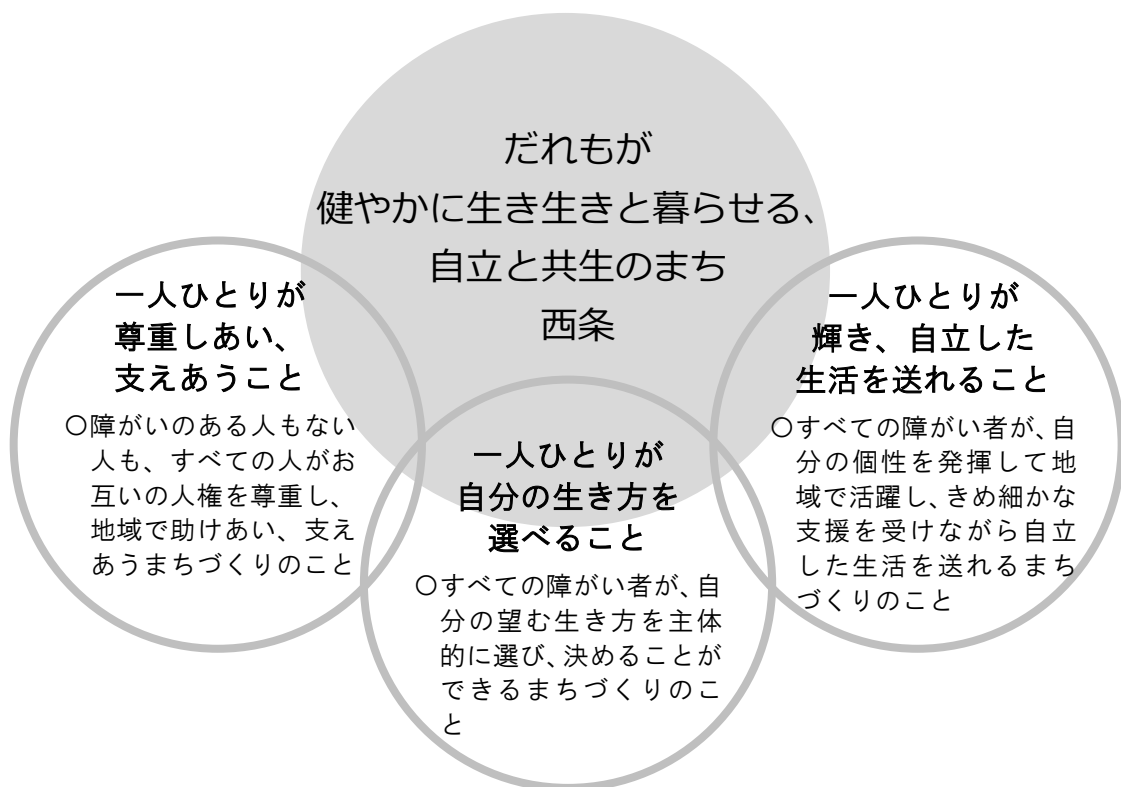
### 1. 基本理念

#### ◆だれもが健やかに生き生きと暮らせる、自立と共生のまち西条◆

本計画では、住民と行政が共にまちづくりを推進していくための基本理念を、「だれもが健やかに生き生きと暮らせる、自立と共生のまち西条」とします。

この基本理念は、「西条市障害者計画」（平成9年3月策定）の基本理念である「ノーマライゼーション※とリハビリテーション」、その目標である「共に生きる地域社会づくり」を踏襲したもので、具体的には「一人ひとりが尊重しあい、支えあうこと」「一人ひとりが自分の生き方を選べること」「一人ひとりが輝き、自立した生活を送れること」を意味します。

この基本理念に基づき、だれもが安心して、自分らしく生き生きと暮らせる西条を目指します。



※ノーマライゼーション：障がい者等、社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方

## 2. 基本方針

### 方針 1．啓発・広報

すべての住民が、障がいがあってもなくても分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、一人ひとりが個人として大切にされる地域共生社会の実現を目指します。障がいへの正しい理解を促すため、地域や学校での広報・啓発や交流を推進します。

### 方針 2．保健・医療

障がいや疾病の予防や重症化の防止を図る施策や障がい者でも安心して受けることができる医療体制の整備、難病患者や精神障がい者への支援等を行います。

### 方針 3．教育・育成

健診等を通じた障がい等の早期発見と適切な療育、子どもの特性や個性にあった保育環境の整備、インクルーシブ教育に基づいた特別支援教育の推進等を行います。

### 方針 4．雇用・就業

市内の企業や就労支援機関と連携し、一人ひとりの障がい特性や個性を踏まえた、障がい者の雇用の場の確保と、多様な働き方の拡充や支援を行います。

### 方針 5．生活支援

障がい者が地域で必要な支援を受けながら生活できるよう、相談支援体制の強化や多様なサービスの提供、社会参加やコミュニケーションを支援する情報のバリアフリー化等を進めます。

## 方針 6．生活環境

障がい者の地域での生活や社会参加を支援するため、施設・道路等の環境整備、点検や外出・移動の支援、住環境の整備等を進めます。また、地域や関係者等と連携し、災害時の障がい者への避難等の支援体制づくりや防犯体制の強化を図ります。さらに、新型コロナウイルスなどの感染症により、新しい生活様式が普及するなど、暮らしが様変わりしていくことから、それらへの対策を体系的に進めます。

## 方針 7．学習・スポーツ、まちづくり活動

障がい者の社会参加や生きがいづくりにつながる、文化・芸術活動やスポーツへの参加機会の確保や障がいの有無に関わらず受けられる生涯学習の環境づくりを進めます。

## 方針 8．差別の解消、権利擁護

障がいに対する理解を深めるために、障がいに対する正しい認識や障害者差別解消法等の周知に努めます。また、障がい者の権利を擁護する成年後見制度や虐待防止の取り組みを進めます。